

簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に
関する法律の施行に伴う既往の閣議決定の整理について

平成18年6月16日
閣議決定

- 1 簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律（平成18年法律第47号。以下「法」という。）の施行（平成18年6月23日）により内閣に行政改革推進本部（以下「新本部」という。）が設置されることに伴い、次の各本部を廃止するものとする。
 - （1）平成12年12月19日の閣議決定により設置された行政改革推進本部（以下「旧本部」という。）
 - （2）平成17年12月9日の閣議決定により設置された政策金融改革推進本部
- 2 新本部は、次の各号に掲げる事項を引き継ぐものとする。
 - （1）旧本部が決定した事項
 - （2）政策金融改革推進本部が決定した事項
 - （3）既往の閣議決定により旧本部において行うこととされていた事務
- 3 行政改革大綱（平成12年12月1日閣議決定）の一部を次のように改正する。

中「同本部に報告するとともに」を削る。
- 4 公務員制度改革大綱（平成13年12月25日閣議決定）の一部を次のように改正する。
 - 1（1）中「行政改革推進事務局」を削る。
- 5 公益法人に対する行政の関与の在り方の改革実施計画（平成14年3月29日閣議決定）の一部を次のように改正する。

. 4 . 中「内閣官房」を「行政改革推進本部」に改める。
- 6 今後の行政改革の方針（平成16年12月24日閣議決定）の一部を次のように改正する。
 - 6（1）ウ中「及び実際の」を「、行政改革推進本部（以下「本部」という。）及び実際の」に、「内閣官房が中心となって」を「本部が中心となり、内閣官房の

協力を得て、」に改める。

9 中「行政改革推進本部に報告し、」を削る。

別紙3 4(1)中「実施することとなるが、」の下に「本部、」を加える。

7 行政改革の重要方針(平成17年12月24日閣議決定)の一部を次のように改正する。

1(5)ア中「政策金融改革推進本部(平成17年12月9日閣議決定。)」を「行政改革推進本部(」に改める。

1(5)イ中「本部で」を削る。

1(5)エを削る。

4(1)ア 及び4(1)ウ 中「内閣官房」を「本部」に改める。

4(1)エ 中「内閣官房」を「本部」に改め、「行政改革推進本部に報告するとともに、」を削る。

4(1)エ 及び4(2)中「内閣官房」を「本部」に改める。

10(4)中「行政改革推進本部に報告し、」を削る。

8 規制改革・民間開放推進3か年計画(再改定)(平成18年3月31日閣議決定)の一部を次のように改正する。

11アの表 募集・採用における制限の緩和・差別撤廃の項及び 19ア(イ)の表 法令等に基づき公益法人が行う検査・検定等の業務における事業者の自己確認・自主保安、第三者認証等への移行の項中「内閣官房」を「行政改革推進本部」に改める。

9 この閣議決定は、法附則第1項ただし書に規定する規定の施行の日(平成18年6月23日)から施行する。ただし、第1項(2)、第2項(2)及び第7項の改正規定(1(5)の部分に限る。)は、政策金融改革推進本部において行政改革の重要方針1(5)イの詳細な制度設計の成案を得た時から施行する。

10 前項ただし書に規定する規定が施行されるまでの間においては、この閣議決定による改正後の行政改革の重要方針1(5)ア中「以下「本部」という。）」とあるのは「以下「政策金融本部」という。）」と、1(5)イ及び1(5)エ中「本部」とあるのは「政策金融本部」と、4(1)ア 中「本部」とあるのは「行政改革推進本部(以下「本部」という。）」と読み替えるものとする。

新旧対照表

行政改革大綱（平成12年12月1日閣議決定）

改正案	現行
<p>今後における行政改革の推進体制</p> <p>本大綱に定められた改革事項について今後平成17年（2005年）までの間を一つの目途として集中的な実施を図るため、内閣総理大臣を本部長とする新たな行政改革推進本部を内閣に設置することとする。</p> <p>また、政府は、毎年度本大綱の実施状況に関するフォローアップを行うこととし、その結果を公表する。</p>	<p>今後における行政改革の推進体制</p> <p>本大綱に定められた改革事項について今後平成17年（2005年）までの間を一つの目途として集中的な実施を図るため、内閣総理大臣を本部長とする新たな行政改革推進本部を内閣に設置することとする。</p> <p>また、政府は、毎年度本大綱の実施状況に関するフォローアップを行うこととし、その結果を同本部に報告するとともに公表する。</p>

公務員制度改革大綱（平成13年12月25日閣議決定）

改正案	現行
<p>改革に向けた今後の取組</p> <p>1 国家公務員制度改革の今後の検討方針等</p> <p>(1) 法制化スケジュール等</p> <p>国家公務員制度改革に係る法制化に当たっては、制度全体の基礎となる国家公務員法の改正案について、内閣官房が中心となって検討を進め、平成15年中を目標に国会に提出することとし、関係法律案の立案及び政令、各府省令等の下位法令の整備を平成17年度末までに計画的に行う。その際、各制度を所管する府省等との更なる連携の下、人事院のより一層の協力を求めつつ、制度の詳細設計に向けて職員団体を始めとする関係者とも十分意見交換を行っていくこととする。</p>	<p>改革に向けた今後の取組</p> <p>1 国家公務員制度改革の今後の検討方針等</p> <p>(1) 法制化スケジュール等</p> <p>国家公務員制度改革に係る法制化に当たっては、制度全体の基礎となる国家公務員法の改正案について、内閣官房行政改革推進事務局が中心となって検討を進め、平成15年中を目標に国会に提出することとし、関係法律案の立案及び政令、各府省令等の下位法令の整備を平成17年度末までに計画的に行う。その際、各制度を所管する府省等との更なる連携の下、人事院のより一層の協力を求めつつ、制度の詳細設計に向けて職員団体を始めとする関係者とも十分意見交換を行っていくこととする。</p>

公益法人に対する行政の関与の在り方の改革実施計画（平成14年3月29日閣議決

定)

改正案	現行
<p>V. 改革の実施に向けて</p> <p>4. 本計画は、今後各府省が責任をもって実施することとなる。<u>行政改革推進本部</u>は、本計画の実施につき検討を要する事項に関し、必要に応じ調整の任に当たる。総務省は、関係府省の協力を得て、本計画の実施状況の概要について毎年度の「公益法人に関する年次報告」及びインターネットにおいて公表するなど、本計画のフォローアップに当たる。</p>	<p>V. 改革の実施に向けて</p> <p>4. 本計画は、今後各府省が責任をもって実施することとなる。<u>内閣官房</u>は、本計画の実施につき検討を要する事項に関し、必要に応じ調整の任に当たる。総務省は、関係府省の協力を得て、本計画の実施状況の概要について毎年度の「公益法人に関する年次報告」及びインターネットにおいて公表するなど、本計画のフォローアップに当たる。</p>

今後の行政改革の方針（平成16年12月24日閣議決定）

改正案	現行
<p>6 公務員制度改革の推進</p> <p>(1) 公務員制度改革の推進</p> <p>イ 当面の取組方針</p> <p>当面、現行制度の下において、退職管理、人材の確保・育成・登用等に関する改革を着実に進める観点から次の事項について重点的に取り組み、その結果は、法制化を含む検討に活用していくものとする。</p> <p>(ア) 適切な退職管理</p> <p>(i) 適切な退職管理を行うに当たっては、いわゆる早期退職慣行の是正が重要であり、引き続き、計画的に推進する。その推進に当たっては、能力主義の徹底による年次主義やピラミッド型人事構成の見直しを進めるとともに、必要なスタッフ職の整備・充実や大学・研究機関等を含め広く人事交流を進めるなどキャリアパスの多様化に資する方策を講ずるものとする。</p> <p>() 独立行政法人、特殊法人及び認可法人への公務員の再就職について</p>	<p>6 公務員制度改革の推進</p> <p>(1) 公務員制度改革の推進</p> <p>イ 当面の取組方針</p> <p>当面、現行制度の下において、退職管理、人材の確保・育成・登用等に関する改革を着実に進める観点から次の事項について重点的に取り組み、その結果は、法制化を含む検討に活用していくものとする。</p> <p>(ア) 適切な退職管理</p> <p>(i) 適切な退職管理を行うに当たっては、いわゆる早期退職慣行の是正が重要であり、引き続き、計画的に推進する。その推進に当たっては、能力主義の徹底による年次主義やピラミッド型人事構成の見直しを進めるとともに、必要なスタッフ職の整備・充実や大学・研究機関等を含め広く人事交流を進めるなどキャリアパスの多様化に資する方策を講ずるものとする。</p> <p>() 独立行政法人、特殊法人及び認可法人への公務員の再就職について</p>

は、これらの法人役員への国家公務員出身者の選任に関する累次の閣議決定等を遵守するとともに、独立行政法人及び特殊法人については、引き続き選任手続を適切に行い、認可法人については、各府省は、離職後2年以内の所管法人への常勤役員の就任に際して、あらかじめ内閣官房長官に報告することとする。

併せて、国と特に密接な関係を持つ公益法人役員への国家公務員出身者の就任については、公益法人の民間法人としての性格を踏まえつつ、公益法人役員への国家公務員出身者の就任に関する累次の閣議決定等を遵守するとともに、離職後2年以内の常勤役員への就任に際して、所管府省にあらかじめ報告するよう指導することとし、各府省は、所管法人からの報告の内容を、総務省を通じて、内閣官房長官に報告するものとする。

(イ) 評価の試行

能力本位で適材適所の人事配置を推進するとともに効果的な人材育成を図るためには、職員が職務行動を通じて発揮した能力等をよりの確に把握することが必要であり、現行制度の下における評価手法を改善し、より実効ある評価を通じた公務能率の一層の増進を図る。このため、公務部門の多様な職場、職種に対応した評価手法を開発し、定着させていく観点から、平成17年度中に本府省を対象とした試行に着手し、その結果を踏まえた改善を行いつつ、段階的な取組を進めることとし、具体的内容の検討を早急に行う。

(ウ) 公務部門の人材の確保・人材の活

は、これらの法人役員への国家公務員出身者の選任に関する累次の閣議決定等を遵守するとともに、独立行政法人及び特殊法人については、引き続き選任手続を適切に行い、認可法人については、各府省は、離職後2年以内の所管法人への常勤役員の就任に際して、あらかじめ内閣官房長官に報告することとする。

併せて、国と特に密接な関係を持つ公益法人役員への国家公務員出身者の就任については、公益法人の民間法人としての性格を踏まえつつ、公益法人役員への国家公務員出身者の就任に関する累次の閣議決定等を遵守するとともに、離職後2年以内の常勤役員への就任に際して、所管府省にあらかじめ報告するよう指導することとし、各府省は、所管法人からの報告の内容を、総務省を通じて、内閣官房長官に報告するものとする。

(イ) 評価の試行

能力本位で適材適所の人事配置を推進するとともに効果的な人材育成を図るためには、職員が職務行動を通じて発揮した能力等をよりの確に把握することが必要であり、現行制度の下における評価手法を改善し、より実効ある評価を通じた公務能率の一層の増進を図る。このため、公務部門の多様な職場、職種に対応した評価手法を開発し、定着させていく観点から、平成17年度中に本府省を対象とした試行に着手し、その結果を踏まえた改善を行いつつ、段階的な取組を進めることとし、具体的内容の検討を早急に行う。

(ウ) 公務部門の人材の確保・人材の活

性化

複雑かつ高度な行政ニーズに的確に対応するためには、多様で質の高い人材の確保・育成、人材の交流等に計画的かつ戦略的に取り組んでいくことが極めて重要である。このため、公務部門における多様で有益な人材の確保、計画的な能力開発や人材交流の促進に資するための方策について平成17年度以降順次実行に移すことを目途に検討を進める。

ウ 当面の改革の進め方

上記イ（ア）（i）、（イ）及び（ウ）については、内閣官房、行政改革推進本部（以下「本部」という。）及び実際の人事管理に当たる各府省との連携の下、人事院の協力を得つつ、総務省が中心となって検討、調整を行い、推進する。上記イ（ア）（ii）については、本部が中心となり、内閣官房の協力を得て、検討、調整を行い、推進する。

9 その他

中央省庁等改革について、行政改革会議最終報告や「中央省庁等改革基本法」（平成10年法律第103号）の趣旨に沿った組織・制度の運営が行われているか、今後の与党における中央省庁等改革の実施状況に係る議論を踏まえた点検を行う。

また、本方針に掲げたもののほか、行政改革の推進に関し、12年行革大綱等既定方針に基づく諸改革の着実な実施を図る。

さらに、毎年度、本方針の実施状況に関するフォローアップを12年行革大綱に係るフォローアップと併せて行い、その結果を公表する。

別紙3 公益法人制度改革の基本的枠組み

4 その他

性化

複雑かつ高度な行政ニーズに的確に対応するためには、多様で質の高い人材の確保・育成、人材の交流等に計画的かつ戦略的に取り組んでいくことが極めて重要である。このため、公務部門における多様で有益な人材の確保、計画的な能力開発や人材交流の促進に資するための方策について平成17年度以降順次実行に移すことを目途に検討を進める。

ウ 当面の改革の進め方

上記イ（ア）（i）、（イ）及び（ウ）については、内閣官房及び実際の人事管理に当たる各府省との連携の下、人事院の協力を得つつ、総務省が中心となって検討、調整を行い、推進する。上記イ（ア）（ii）については、内閣官房が中心となって検討、調整を行い、推進する。

9 その他

中央省庁等改革について、行政改革会議最終報告や「中央省庁等改革基本法」（平成10年法律第103号）の趣旨に沿った組織・制度の運営が行われているか、今後の与党における中央省庁等改革の実施状況に係る議論を踏まえた点検を行う。

また、本方針に掲げたもののほか、行政改革の推進に関し、12年行革大綱等既定方針に基づく諸改革の着実な実施を図る。

さらに、毎年度、本方針の実施状況に関するフォローアップを12年行革大綱に係るフォローアップと併せて行い、その結果を行政改革推進本部に報告し、公表する。

別紙3 公益法人制度改革の基本的枠組み

4 その他

<p>(1) 現行公益法人の新たな制度への移行</p> <p>現行公益法人の新たな制度への移行に当たっては、公益法人が現に公益活動を継続的に行ってきたり多くの受益者が存することに配慮しつつ、公平かつ合理的なシステムの下における円滑な移行を推進するため、十分な準備期間及び移行期間、組織変更等の簡易・円滑な転換手続を設ける等必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>その際、現行公益法人のうち、新たな判断主体により、公益性の判断要件を踏まえた一定の基準に適合すると判定されたものは、公益性を有する非営利法人に簡易な手続で移行すること、一方、当該基準に適合しないと判定されたものや公益性を有する非営利法人への移行を望まないものは、財産承継に関する条件の下、基本的に一般の非営利法人（一般的な非営利法人制度に基づく法人であって、公益性を有するとの判断を受けていないものをいう。）に移行することとする方向で、その公平かつ合理的な基準及び手続について、引き続き検討する。</p> <p>なお、新たな制度への移行措置は、新たな判断主体が実施することとなるが、<u>本部</u>、<u>内閣官房</u>、<u>総務省</u>及び各公益法人所管官庁においても、移行に関する方針の検討等必要な準備を進める。</p>	<p>(1) 現行公益法人の新たな制度への移行</p> <p>現行公益法人の新たな制度への移行に当たっては、公益法人が現に公益活動を継続的に行ってきたり多くの受益者が存することに配慮しつつ、公平かつ合理的なシステムの下における円滑な移行を推進するため、十分な準備期間及び移行期間、組織変更等の簡易・円滑な転換手続を設ける等必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>その際、現行公益法人のうち、新たな判断主体により、公益性の判断要件を踏まえた一定の基準に適合すると判定されたものは、公益性を有する非営利法人に簡易な手続で移行すること、一方、当該基準に適合しないと判定されたものや公益性を有する非営利法人への移行を望まないものは、財産承継に関する条件の下、基本的に一般の非営利法人（一般的な非営利法人制度に基づく法人であって、公益性を有するとの判断を受けていないものをいう。）に移行することとする方向で、その公平かつ合理的な基準及び手続について、引き続き検討する。</p> <p>なお、新たな制度への移行措置は、新たな判断主体が実施することとなるが、<u>内閣官房</u>、<u>総務省</u>及び各公益法人所管官庁においても、移行に関する方針の検討等必要な準備を進める。</p>
--	--

行政改革の重要方針（平成17年12月24日閣議決定）

改正案	現行
<p>1 政策金融改革</p> <p>(5) 新組織移行への工程等</p> <p>ア <u>行政改革推進本部</u>（以下「本部」という。）において、政策金融改革を進める。</p> <p>イ 本重要方針に沿って、詳細な制度設計</p>	<p>1 政策金融改革</p> <p>(5) 新組織移行への工程等</p> <p>ア <u>政策金融改革推進本部</u>（平成17年12月9日閣議決定。以下「本部」という。）において、政策金融改革を進める。</p> <p>イ 本重要方針に沿って、詳細な制度設計</p>

に取り組み、「行政改革推進法案（仮称）」の成立後速やかに成案を得るとともに、政策金融改革関連法案の国会提出時期についての結論を得る。成立した「行政改革推進法案（仮称）」及び詳細な制度設計に基づき、同関連法案の作成作業を開始する。

ウ 上記の過程で、必要に応じ経済財政諮問会議に報告を行う。

4 総人件費改革の実行計画等

(1) 総人件費改革の実行計画

ア 公務員の定員の純減目標

純減目標達成のための制度の見直し等

本部を中心に以下の取組を行う。

(ア) 新規採用の抑制など人事管理上の対応を行う。その際、公的部門の長期的な雇用戦略や退職者に対するセーフティネットの整備にも配慮する。また、個別業務のスリム化に伴う配置転換の仕組み等を構築する。

(イ) 非公務員によって公共的職務を執行する仕組み（公証人など）や、民間における派遣職員の活用と同様に非公務員をより一層活用できる仕組みを幅広く検討し、導入する。

ウ その他の公的部門の見直し

特殊法人及び認可法人（注1）

(エ) 各法人及び主務大臣は、各法人の給与水準について、国家公務員との比較（ラスパイレス指数）の公表を行うとともに、本部において取りまとめ公表する。

エ フォローアップ

に取り組み、「行政改革推進法案（仮称）」の成立後速やかに本部で成案を得るとともに、政策金融改革関連法案の国会提出時期についての結論を得る。成立した「行政改革推進法案（仮称）」及び詳細な制度設計に基づき、同関連法案の作成作業を開始する。

ウ 上記の過程で、必要に応じ経済財政諮問会議に報告を行う。

エ 本部に係る事務は、行政改革担当大臣の下で内閣官房が行う。

4 総人件費改革の実行計画等

(1) 総人件費改革の実行計画

ア 公務員の定員の純減目標

純減目標達成のための制度の見直し等

内閣官房を中心に以下の取組を行う。

(ア) 新規採用の抑制など人事管理上の対応を行う。その際、公的部門の長期的な雇用戦略や退職者に対するセーフティネットの整備にも配慮する。また、個別業務のスリム化に伴う配置転換の仕組み等を構築する。

(イ) 非公務員によって公共的職務を執行する仕組み（公証人など）や、民間における派遣職員の活用と同様に非公務員をより一層活用できる仕組みを幅広く検討し、導入する。

ウ その他の公的部門の見直し

特殊法人及び認可法人（注1）

(エ) 各法人及び主務大臣は、各法人の給与水準について、国家公務員との比較（ラスパイレス指数）の公表を行うとともに、内閣官房において取りまとめ公表する。

エ フォローアップ

政府において総人件費について全体として捉え、総合的に調整できるような仕組みを工夫するとともに、人員や給与に関する情報の国民への分かりやすい開示を徹底し、その根拠や決定過程の透明性を高める。

このため、本部を中心に、総務省、財務省の協力を得て、総人件費改革の各所管府省等の取組についてフォローアップを行い、その結果を公表する。また、経済財政諮問会議は総人件費改革の実施状況をフォローアップする。

本部、内閣府、総務省において、人件費抑制を始め行政改革に関する先進的な取組が全国に広がるよう、国・地方を通じた優良事例をオープンに議論しその効果を競い合う「行革コンペ」の実施等により競争的環境の醸成に向けて取り組む。

(2) 公務員制度改革の推進

能力・実績主義の人事管理の徹底、再就職管理の適正化等の観点に立った公務員制度改革について、総人件費改革の推進状況等も踏まえつつ、関係者との率直な対話と調整を進め、できる限り早期に具体化を図る。

また、公務員の労働基本権や人事院制度、給与の在り方、能力主義や実績評価に基づく処遇、キャリアシステム等公務員の人事制度を含めた公務員制度についても、国民意識や給与制度改革の推進状況等も踏まえつつ、本部を中心に幅広い観点から検討を行う。

10 改革の推進

(4) その他

政府において総人件費について全体として捉え、総合的に調整できるような仕組みを工夫するとともに、人員や給与に関する情報の国民への分かりやすい開示を徹底し、その根拠や決定過程の透明性を高める。

このため、内閣官房を中心に、総務省、財務省の協力を得て、総人件費改革の各所管府省等の取組についてフォローアップを行い、その結果を行政改革推進本部に報告するとともに、公表する。また、経済財政諮問会議は総人件費改革の実施状況をフォローアップする。

内閣官房、内閣府、総務省において、人件費抑制を始め行政改革に関する先進的な取組が全国に広がるよう、国・地方を通じた優良事例をオープンに議論しその効果を競い合う「行革コンペ」の実施等により競争的環境の醸成に向けて取り組む。

(2) 公務員制度改革の推進

能力・実績主義の人事管理の徹底、再就職管理の適正化等の観点に立った公務員制度改革について、総人件費改革の推進状況等も踏まえつつ、関係者との率直な対話と調整を進め、できる限り早期に具体化を図る。

また、公務員の労働基本権や人事院制度、給与の在り方、能力主義や実績評価に基づく処遇、キャリアシステム等公務員の人事制度を含めた公務員制度についても、国民意識や給与制度改革の推進状況等も踏まえつつ、内閣官房を中心に幅広い観点から検討を行う。

10 改革の推進

(4) その他

<p>本重要方針に掲げたもののほか、行政改革の推進に関し、12年行革大綱及び16年行革方針等既定方針に基づく諸改革の着実な実施を図る。</p> <p>さらに、毎年度、本重要方針の実施状況に関するフォローアップを12年行革大綱及び16年行革方針に係るフォローアップと併せて行い、その結果を公表する。</p>	<p>本重要方針に掲げたもののほか、行政改革の推進に関し、12年行革大綱及び16年行革方針等既定方針に基づく諸改革の着実な実施を図る。</p> <p>さらに、毎年度、本重要方針の実施状況に関するフォローアップを12年行革大綱及び16年行革方針に係るフォローアップと併せて行い、その結果を行政改革推進本部に報告し、公表する。</p>
--	---

規制改革・民間開放推進3か年計画（再改定）（平成18年3月31日閣議決定）

改正案		現行	
措置事項		措置事項	
11 雇用・労働関係		11 雇用・労働関係	
ア 円滑な労働移動を可能とする規制改革		ア 円滑な労働移動を可能とする規制改革	
<p>募集・採用における制限の緩和・差別撤廃（厚生労働省）</p>	<p>a 募集・採用において年齢制限を付す事業主に対しては、その説明責任を一層明確にする方向で検討するとともに、指導・助言体制を強化することについて検討を行い、その結論を早急に取りまとめ、所要の措置を講ずる。</p> <p>b 年齢制限そのものを禁止することについて、その可能性を検討する。</p>	<p>募集・採用における制限の緩和・差別撤廃（厚生労働省）</p>	<p>a 募集・採用において年齢制限を付す事業主に対しては、その説明責任を一層明確にする方向で検討するとともに、指導・助言体制を強化することについて検討を行い、その結論を早急に取りまとめ、所要の措置を講ずる。</p> <p>b 年齢制限そのものを禁止することについて、その可能性を検討する。</p>
<p>（行政改革推進本部） 【人事院】</p>	<p>c 国家公務員の採用試験の受験資格として設けられている年齢制限については、存続すべき理由があるものを除き撤廃する方向で検討が行われているところであるが、速やかに結論を得る。</p> <p>（「事項名」欄の【人事院】とは、人事院に対して検討を要請するものであ</p>	<p>（内閣官房） 【人事院】</p>	<p>c 国家公務員の採用試験の受験資格として設けられている年齢制限については、存続すべき理由があるものを除き撤廃する方向で検討が行われているところであるが、速やかに結論を得る。</p> <p>（「事項名」欄の【人事院】とは、人事院に対して検討を要請するものであ</p>

<p>【人事院】</p>	<p>る。)</p> <p>d 民間経験等を有する者の公務への採用機会を拡大するとともに各府省の採用活動を支援するため、各府省が行う選考採用において、公募手続や能力実証の一部を人事院が担う新たな仕組みについて、平成18年度からの導入が可能となるよう必要な措置を講ずる。</p> <p>(「事項名」欄の【人事院】とは、人事院に対して検討を要請するものである。)</p>	<p>【人事院】</p>	<p>る。)</p> <p>d 民間経験等を有する者の公務への採用機会を拡大するとともに各府省の採用活動を支援するため、各府省が行う選考採用において、公募手続や能力実証の一部を人事院が担う新たな仕組みについて、平成18年度からの導入が可能となるよう必要な措置を講ずる。</p> <p>(「事項名」欄の【人事院】とは、人事院に対して検討を要請するものである。)</p>
<p>(総務省)</p>	<p>e 地方公共団体に対して、国家公務員の採用試験の受験資格として設けられている年齢制限の撤廃に係る検討結果を踏まえ適切な対応が図られるよう助言及び情報提供を行う。</p>	<p>(総務省)</p>	<p>e 地方公共団体に対して、国家公務員の採用試験の受験資格として設けられている年齢制限の撤廃に係る検討結果を踏まえ適切な対応が図られるよう助言及び情報提供を行う。</p>

19 基準認証等関係

ア 共通的な指針に基づく見直し

(イ) 国の代行機関

<p>法令等に基づき公益法人が行う検査・検定等の業務における事業者の自己確認・自主保安、第三者認証等への移行(行政改革推進本部、総務省、関係府</p>	<p>(行政改革推進本部)</p> <p>「公益法人に対する行政の関与の在り方の改革実施計画」(平成14年3月29日閣議決定)に基づき、検査・検定等の事務を指定法人に行わせる制度から、明確な基準に合致する者であれば公益法人に限らずいかなる者でも登録を受け検査等業務を実施できる制度(登録制)に改正する等の措置を講ずる。</p> <p>(総務省)</p> <p>上記閣議決定に基づき、関係</p>
---	---

19 基準認証等関係

ア 共通的な指針に基づく見直し

(イ) 国の代行機関

<p>法令等に基づき公益法人が行う検査・検定等の業務における事業者の自己確認・自主保安、第三者認証等への移行(内閣官房、総務省、関係府省)</p>	<p>(内閣官房)</p> <p>「公益法人に対する行政の関与の在り方の改革実施計画」(平成14年3月29日閣議決定)に基づき、検査・検定等の事務を指定法人に行わせる制度から、明確な基準に合致する者であれば公益法人に限らずいかなる者でも登録を受け検査等業務を実施できる制度(登録制)に改正する等の措置を講ずる。</p> <p>(総務省)</p> <p>上記閣議決定に基づき、関係</p>
---	---

省)	府省における検査・検定等の業務の実施状況についてフォローアップを行い、当該調査結果については「公益法人に関する年次報告」において公表する。		府省における検査・検定等の業務の実施状況についてフォローアップを行い、当該調査結果については「公益法人に関する年次報告」において公表する。
----	---	--	---

読替表

行政改革の重要方針の読替表【第10項関係】

読替後	読替前
<p>1 政策金融改革</p> <p>(5) 新組織移行への工程等</p> <p>ア 政策金融改革推進本部（平成17年12月9日閣議決定。<u>以下「政策金融本部」という。</u>）において、政策金融改革を進める。</p> <p>イ 本重要方針に沿って、詳細な制度設計に取り組み、「行政改革推進法案（仮称）」の成立後速やかに<u>政策金融本部</u>で成案を得るとともに、政策金融改革関連法案の国会提出時期についての結論を得る。成立した「行政改革推進法案（仮称）」及び詳細な制度設計に基づき、同関連法案の作成作業を開始する。</p> <p>ウ 上記の過程で、必要に応じ経済財政諮問会議に報告を行う。</p> <p>エ <u>政策金融本部</u>に係る事務は、行政改革担当大臣の下で内閣官房が行う。</p> <p>4 総人件費改革の実行計画等</p> <p>(1) 総人件費改革の実行計画</p> <p>ア 公務員の定員の純減目標 純減目標達成のための制度の見直し等</p> <p><u>行政改革推進本部（以下「本部」という。）</u>を中心に以下の取組を行う。</p>	<p>1 政策金融改革</p> <p>(5) 新組織移行への工程等</p> <p>ア 政策金融改革推進本部（平成17年12月9日閣議決定。<u>以下「本部」という。</u>）において、政策金融改革を進める。</p> <p>イ 本重要方針に沿って、詳細な制度設計に取り組み、「行政改革推進法案（仮称）」の成立後速やかに<u>本部</u>で成案を得るとともに、政策金融改革関連法案の国会提出時期についての結論を得る。成立した「行政改革推進法案（仮称）」及び詳細な制度設計に基づき、同関連法案の作成作業を開始する。</p> <p>ウ 上記の過程で、必要に応じ経済財政諮問会議に報告を行う。</p> <p>エ <u>本部</u>に係る事務は、行政改革担当大臣の下で内閣官房が行う。</p> <p>4 総人件費改革の実行計画等</p> <p>(1) 総人件費改革の実行計画</p> <p>ア 公務員の定員の純減目標 純減目標達成のための制度の見直し等</p> <p><u>本部</u>を中心に以下の取組を行う。</p>